# 中津川市総合観光パンフレット制作業務委託

# プロポーザル実施要領

令和８年７月

中津川市観光課

## 1 目的

この実施要領は、中津川市総合観光パンフレット制作業務委託（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる受託候補者をプロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務概要

（1）業務名

中津川市総合観光パンフレット制作業務委託

（2）業務内容

仕様書のとおり

（3）業務期間

契約締結日から令和９年２月２６日（金）

（4）提案限度価格

2,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※限度額は、本事業に掛かるすべての費用を含むものとする

※応募事業者は、限度額を超えない範囲で見積もりを提出すること

## 3 実施方式

公募型プロポーザル方式

## 4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

（1）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者及び国税及び地方税を滞納していない者であること。

（2）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更正手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は社会更生法の規定による構成計画認可の決定を受けている者を除く）。

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に定める暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

（4）宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

（5）中津川市から入札参加資格の認定を受けている者であること（参加意向表明書提出時に併せて入札参加資格登録申請をしても可）。

（6）中津川市から入札参加資格停止及び各自治体から指名停止又は指名除外等の措置を受けていない者であること。

（7）受託する業務内容を適切かつ確実に遂行するに足りる事業規模を有し、かつ経営状況が良好であること。

（8）過去5年間（令和3年7月以降）に、本業務と同種・類似のパンフレット制作業務（２０ページ以上）の履行実績を有すること。

（9）共同企業体（以下「JV」という。）による参加を認めるものとする。この場合、JV は次の要件を満たさなければならない。

①JV の構成員の中から代表企業を定めること。

②代表企業及びすべての構成員が、本要領に定める参加資格を満たしていること。ただし、業務実績に関する要件については、代表企業がこれを満たしていれば足りるものとし、すべての構成員が当該要件を満たすことを要しない。

③JV ひとつの事業者が単独で参加することはできない。また、ひとつの事業者が複数の JV の構成員となることはできない。

④契約締結までに共同企業体協定書を提出すること。

## 5 実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

| | |
|---|---|
| 1．公募型プロポーザル実施の開始 | 令和８年７月２１日（火） |
| 2．実施要領等に関する質疑受付 | 令和８年７月３１日（金）　１７時必着 |
| 3．実施要領等に関する質疑回答 | 令和８年８月６日（木） |
| 4．参加意向表明書の提出期限 | 令和８年８月１８日（火）１７時必着 |
| 5．企画提案書等の提出期限 | 令和８年８月２１日（金）１７時必着 |
| 6．プレゼンテーション・ヒアリングの実施 | 令和８年８月２８日（金）１４時～ |
| 7．審査結果の通知・公表 | 令和８年９月上旬を予定 |
| 8．契約の締結 | 令和８年９月中旬 |

## 6 参加手続

（1）実施要領等の公開

令和８年７月２１日（火）から中津川市ホームページにて公開する。なお、参加者への説明会は実施しない。

（2）質問の受付及び回答

①実施要領等に係る質問は、質問書（様式１）によるものとし、中津川市商工観光部観光課に電子メールにより提出すること。提出後には必ず電話により、担当者へ受信確認を行うこと。

なお、質問書以外での問合せについては一切受け付けない。

②提出期限

令和８年７月３１日（金）１７時必着

③回答方法

令和８年８月６日（木）１７時までに、質問者を伏せた形で中津川市ホームページに掲載する。

ただし、質問の内容により事業者選定に公平性が保てない場合には回答しないこともあるものとする。

（3）参加意向表明書の提出

①提出書類　各1部

ア　参加意向表明書（様式2）

イ　法人等概要書（様式3）

ウ　同種・類似業務の履行実績（様式4）

エ　業務実施責任者及び担当者の経歴、実績等（様式5）

オ　業務実施責任者及び担当者を含む組織体制（様式自由）

②提出期限

令和8年8月18日（火）17時必着

③提出方法

中津川市商工観光部観光課へ持参又は書留による郵送（郵送の場合は配達証明付郵便に限り、封筒には「プロポーザル企画提案書等在中」と朱書きする）

④本公募参加資格の確認

参加意向表明書の提出を行った者を対象に、参加資格の要件を確認する。なお、要件に疑義がある場合は、説明又は追加資料の提出を求めることがある。

（4）企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加者は次により企画提案書等を提出するものとする。

①提出書類

ア　企画提案申込書（様式6）

イ　企画提案書（様式自由）

・各参加者1案のみとし、表紙、目次を除きA4判30ページ以内で作成すること。

・企画提案書には「表紙タイトル案」「コーナータイトル案」「台割」「デザインイメージ（想定する雰囲気が伝わるもの）」を盛り込むこと。

・本パンフレットの構成がイメージできるよう、具体的な観光資源等についても可能な範囲で記載すること。なお、提案時点において掲載内容のすべてを確定させる必要はなく、最終的な内容、掲載内容及び構成については、受託者の提案を踏まえ、双方協議の上で決定するものとする。

・従事するスタッフの体制及び過去に実施した類似業務の成果も盛り込むこと。

ウ　参考見積書（様式7）及び見積内訳書（様式自由）

・本業務に必要な経費をすべて計上すること。見積内訳書には業務内容ごとの内訳及び積算根拠がわかるように記載することとし、デザイン費、撮影費、マップ制作料、モデル料等をもれなく記載すること。

エ　実施スケジュール及び連絡体制（様式自由）

・令和９年２月２６日（金）までに入稿用データを納品できるスケジュールとすること。

・制作工程は、中津川市商工観光部観光課及び各掲載先による最終確認を経て、修正指示のない完全校了を得た上で納品できるスケジュールとすること。

②提出期限

令和８年８月２１日（金）１７時必着

③提出方法

中津川市商工観光部観光課へ電子メールにて電子データを送信したうえで、７部（正本１部、副本６部）を持参又は書留により郵送（郵送の場合は配達証明付郵便に限る）

（５）プレゼンテーション・ヒアリングの実施

提出された企画提案書等について、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。

①実施日時・場所（予定）

日時：令和８年８月２８日（金）１４時～

場所：中津川市ひと・まちテラス　101a・101ｂ

（中津川市新町２－３４）

②所要時間（予定）

プレゼンテーション：２０分以内

質疑応答：１０分程度

③その他

ア．プレゼンテーションの順番については、原則、企画提案書等を受け付けた順とする。

イ．プレゼンテーションは、原則、事前に提出された企画提案書等に基づいたものとし、特に求められた場合を除き、追加資料の配付は認めない。

ウ．プレゼンテーションでスライドやパワーポイント等を使用する場合は、事前に報告し、使用するパソコン等の機器は各参加者で用意し、プロジェクター及びスクリーンは市で用意する。なお、プロジェクターで投影するものは事前に提出された企画提案書等とし、追加の資料・データ等の使用は認めない。

エ．説明者のうち、本業務の責任者の出席は必須とし、主に責任者が説明、質疑応答に対応すること。また、業務に関係ない者の出席は認めない。

オ．詳細については、後日、別途通知するものとする。

## 7 受託候補者の特定

（１）審査方法

別に設置する選定委員会が、提出された企画提案書等とプレゼンテーションの内容を評価基準に基づき審査する。

（2）評価項目及び評価内容

| 評価項目 | 評価内容 | 配点 |
|---|---|---|
| 1.業務理解・企画力 | ・中津川市の観光に関する理解、知識が十分にあるか。<br>・本業務の目的を十分に理解したコンセプト及び企画の提案となっているか。 | 20 |
| 2.デザイン･誌面構成 | ・デザイン性に優れ、視認性と可読性が高く、中津川市の観光資源を分かりやすく伝える誌面構成となっているか。 | 30 |
| 3.機能性・周遊促進 | ・旅行検討段階（旅マエ）及び現地滞在中（旅ナカ）の双方において使いやすく、旅行者の誘客および周遊につながる提案となっているか。 | 10 |
| 4.実装性 | ・提案した構成、デザイン及び機能について、情報量やページ数を踏まえ、実際のパンフレットとして実現可能であり、利用者に効果的に情報を伝えられる内容になっているか。 | 20 |
| 5.独自性・創意工夫 | ・中津川市の観光資源を効果的に発信するための独自の視点や切り口、工夫が盛り込まれているか。<br>・他の観光パンフレットとの差別化が図られているか。 | 10 |
| 6.実施体制･スケジュール管理 | ・人員確保と工程管理が適切であり、関係者との調整及び校正作業を含め、履行期限内に確実な成果物を納品できるスケジュールとなっているか。 | 5 |
| 7.費用の妥当性･費用対効果 | ・提案内容に対し、見積金額が適正かつ妥当であり、費用対効果の高いものになっているか。 | 5 |
| 合　計　点 | | 100 |

（3）受託候補者の特定

審査の結果、評価の合計点が最も高い提案者を最優秀提案者として特定する。

ただし、選定委員会の採点の合計が総合計点の６割に満たない提案、または仕様書の内容を満たさない提案をした者は、評価の合計点が最も高い場合であっても受託候補者としないものとする。また、合計点が同点となった場合は、選定委員会が候補者を決する。

なお、参加事業者が１者でも審査を行い、最低基準点を満たしていれば受託候補者として特定する。

## 8 審査結果

審査結果は受託候補者（最優秀提案者）の特定後、参加者全てに対し、参加意向表明書に記載されたメールアドレス宛に通知するものとする。なお、審査結果等についての問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。

## 9 審査結果の公表

中津川市ホームページにおいて公表する。なお、公表の内容は以下のとおりとする。

①受託候補者（最優秀提案者）の名称

②全参加者の名称（申し込み順）

③点数（得点順）　※次点者以降の名称は公表しない

## 10 契約に関する事項

受託候補者と市が協議し、業務委託に係る仕様書を確定させたうえで契約を締結する。仕様書の内容は提案された内容が基本となるが、受託候補者と市との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、契約金額が本プロポーザル時に提出した見積額と異なる場合がある。なお、受託候補者と市との間で行う仕様書の確定について、協議が整わなかった場合には、審査結果において順位が次点の者と協議を行うこととする。この場合において、業務の受託準備の為に要した費用は保証しない。

## 11 提出書類の取扱い

（1）提出された全ての書類は返却しない。

（2）選定委員会及び市から指示がある場合を除いて、提出後の差し替え、記載内容の変更及び追加資料の提出は認めない。

（3）提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

## 12 留意事項

（1）失格事項

参加意向表明書、企画提案書等の提出された書類について次の条件のいずれかに該当する場合、提案書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

①提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合。

②提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合。

③実施要領等で示された提出書類について、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。

④審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合。

⑤プレゼンテーション・ヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合。

⑥見積金額が実施要領に示す提案限度価格を超える場合。

⑦実施要領等に違反すると認められた場合。

⑧前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合。

（2）その他留意事項

①企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。

②やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。

③複数の提案はできない。

④参加意向表明書の提出後又は提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式８）を提出すること。

⑤企画提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。ただし、市が受託候補者の特定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写）できるものとする。また、情報公開請求があった場合は、中津川市情報公開条例に基づき公開する場合がある。

**13 担当部署・問い合わせ先**

所在地：〒508-0032 岐阜県中津川市栄町１番１号 中津川市にぎわいプラザ ２階

担当部署：中津川市商工観光部観光課（担当：片山・小倉）

電話番号：0573-66-1111（内線 4275）/ E-mail：kankou@city.nakatsugawa.lg.jp